

**元監査公表第7号**

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年9月20日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月17日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

元監査公表第1号（令和元年7月4日付 福岡市公報第6594号公表）分

…19件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

（1）保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 原動機付自転車のガソリン代金の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>ガソリン代金の支出事務については、地方自治法等関係法令に則り、適正に処理しなければならない。また、普通地方公共団体が支出を行う方法として、地方自治法上、立替払は認められていない。しかしながら、平成29年3月28日に購入した公用の原動機付自転車のガソリン代金（29年度14回、30年度6回給油）について、給油の際に嘱託員が支払ったガソリン代の全てを実査日（平成31年1月18日）現在、担当職員が自費で立替えていた。</p> <p>なお、平成29年5月に少額物品購入資金前渡制度を利用し、ガソリンを購入するために資金前渡口座を作成したものの</p>	<p>原動機付自転車のガソリン代の支出については、福岡市会計規則、その他関係法令及び「資金前渡金による少額物品購入に係る事務取扱要領」に基づき、適正な事務処理を行うよう課内会議において、周知・徹底を図った。</p> <p>また、ガソリン代及び資金前渡口座の使用状況については、随時、複数の職員による確認を行うよう改善を行った。</p> <p>なお、自費で立て替えていた職員に対しては、立替え額を計算のうえ、公金払いを行った。</p>

<p>一度も利用していなかった。</p> <p>今後、ガソリン代金の支出に当たっては福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正な事務処理を行うとともに速やかに再発防止策を講じられたい。</p> <p>(保護課)</p>	
<p>(イ) 提案競技の手続きについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託先の選定に係る提案競技の公募要件については、平成 28 年 6 月 10 日付の財政局契約監理課長通知「公募により行う提案競技の参加資格における必須要件について」の中で、競争入札と同様の参加資格を定めており、これに則り、提案競技の参加資格を確認しなければならない。しかしながら、平成 29 年度「福岡市国民健康保険医療費適正化計画及び特定健診・特定保健指導実施計画策定支援業務委託」の委託先の選定に際し実施した提案競技において、委託先として選定された事業者が、手続きに必要な「登記事項証明」、「市町村税を滞納していないことの証明書」及び「消費税及び地方消費税納税証明書」を参加申込の締切日（平成 29 年 4 月 28 日）までに提出していなかったが、同事業者が同日に提出した証明書の提出が遅れる旨の申立書をもって、参加資格を確認しないまま、提案競技に参加させていた。</p> <p>また、同事業者が提出した証明書の発行日は、消費税及び地方消費税納税証明書について、契約締結日（平成 29 年 6 月 1 日）以降の平成 29 年 6 月 15 日付となっていた。</p> <p>今後、提案競技における参加申請の審査に当たっては、適正な事務処理を行わ</p>	<p>提案競技の実施に際しては、財政局契約監理課通知「公募により行う提案競技の参加資格における必須要件について」に則った適正な事務処理について、職員に徹底を図った。</p> <p>また、平成 31 年度業務委託先の選定の際に実施した提案競技においては、参加受付のチェックリストを作成し、受付時に必要書類及び参加資格の確認を複数の職員で行うよう徹底を図った。</p>

<p>りたい。</p> <p>(保険医療課)</p>	
----------------------------	--

(2) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>国民健康保険料の過誤納金の還付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>国民健康保険料に過誤納金が発生した場合は、地方自治法等関係法令に則り、遅滞なく還付するとともに、還付加算金を付さなければならない。しかしながら、平成 29 年度及び同 30 年度の国民健康保険料の過誤納金還付事務において、還付加算金の端数計算に係る端数処理の取扱いが変更された平成 29 年 7 月 18 日以降約 1 年の間、還付加算金を加算していない事例が多数見受けられた。</p> <p>今後、国民健康保険料の過誤納金の還付事務に当たっては、関係法令に則り、適正な事務処理を行うとともに、全区に係る事務でもあることから、所管局と協議の上、業務量を踏まえたシステム化を含めた再発防止策を講じられたい。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>還付加算金を加算していない事例については、地方自治法等関係法令に則り、速やかに還付を実施した。</p> <p>また、事務監査以降、過誤納金の還付事務については、関係法令に則り、事務処理を適正に行っている。</p> <p>再発防止策については、所属職員に対する研修を行い、適正な事務処理方法の周知徹底を図るとともに、所管局作成の還付加算金処理システムを活用し、還付加算金の漏れがないようチェックを行っている。さらに、二次チェック者を設け、チェック体制を強化した。</p>

(3) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託契約手続きについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成 30 年度の「地行浜 2 丁目地内エレベーター管理業務（清掃）委託」において、最低制限価格を設けて 5 者により指名競争入札を執行した際に、3 者が最低制限価格を 1 円下回る金額で入札し、</p>	<p>最低制限価格を設定する案件については、入札額の算定を誤らないよう指名業者に対して十分注意を促すとともに、職員が入札時に税抜き後の価格を書類でしっかりと確認するよう改めた。</p>

<p>これを本来無効とすべきところを、その3者のくじ引きにより落札者を決定し、契約を締結後、業務を履行させていた。</p> <p>今後、契約手続きに当たっては、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	
--	--

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">設計変更を適正に行うべきもの</p> <p>[重点事項]</p> <p style="padding-left: 2em;">中央体育館大規模改修電気工事 [総合評価] [No.16]</p> <p style="padding-left: 4em;">(契約金額 1 億 7,503 万 200 円)</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は中央体育館の大規模改修に伴う電気工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">幹線動力設備工事においてケーブルのサイズを変更し、また、照明器具取付工事において誘導灯信号装置の設置を取りやめていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかしながら、この変更内容について、設計変更ガイドラインにより設計変更すべきところ、受注者との協議のみで設計変更を行っていなかった。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、適正な設計変更に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ施設課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行った。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、福岡市設計変更ガイドライン(建築・設備工事編)の遵守を図ることとし、適正な設計変更に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">A 見積りによる単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">中央体育館大規模改修工事 [総合評価]</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行った。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知す</p>

<p>[No. 8]</p> <p>(契約金額 3 億 7, 142 万 9, 280 円)</p> <p>本工事は中央体育館の大規模改修を行う建築工事である。</p> <p>建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては同一条件で複数から見積書を徴収し、最低価格に査定率を乗じて決定することとなっている。</p> <p>しかしながら、耐震天井下地及びシャッターの危険防止装置取付の単価の採用にあたり、見積条件の異なる見積りを採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、見積比較表や積算額内訳書への転記を行う際の入力の誤りが複数あり、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(スポーツ施設課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>るとともに、建築設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>B 外壁改修の積算を適正に行うべきものの [重点事項]</p> <p>中央体育館大規模改修工事 [総合評価]</p> <p>[No. 8]</p> <p>(契約金額 3 億 7, 142 万 9, 280 円)</p> <p>本工事は中央体育館の大規模改修を行う建築工事である。</p> <p>本工事着手後に実施した調査で、既存の外壁仕上塗材が石綿含有建材であることが判明したため、外壁改修のすべての工法で仕上塗材の除去を行うこととして施工を開始した。</p> <p>その後、労働基準監督署より「外壁改修のピンニング工法では仕上塗材の除去は不要」との見解が示されたため、それ以降に施工するピンニング工法については、仕上塗材を除去せずに外壁改修を行った。</p> <p>しかしながら、設計変更の積算におい</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行った。</p> <p>(スポーツ施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、建築設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>

<p>て、仕上塗材を除去せずに施工した部分についても除去費用を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(スポーツ施設課, 財政局施設建設課関連)</p>	
--	--

(2) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>設計変更を適正に行うべきもの</p> <p>[重点事項]</p> <p>姪浜旅客待合所立体駐車場新築工事</p> <p>[総合評価] [No.16]</p> <p>(契約金額3億5,387万4,960円)</p> <p>本工事は立体駐車場の新築を行う建築工事である。</p> <p>当初設計では、山留めを設置せずに掘削を行うこととしていたが、当該建物の基礎が隣地及び隣接する護岸に近接していたため、現場状況を考慮し、山留めを設置した上で掘削を行った。</p> <p>しかしながら、この変更については、設計変更ガイドラインにより設計変更すべきところ行っていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計変更に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>設計変更ガイドラインに基づき、適宜書面により受発注者双方で協議・回答を交わし、設計変更を行うよう所属職員に対して周知徹底を行った。</p>
<p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 残土運搬及び処分費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>姪浜旅客待合所立体駐車場新築工事</p> <p>[総合評価] [No.16]</p> <p>(契約金額3億5,387万4,960円)</p> <p>本工事は立体駐車場の新築を行う建築工事である。</p>	<p>積算時のチェックリストに土工事に関するチェック項目を追加し、チェック体制の強化を図った。また、同様の誤りがないよう所属職員に対して周知徹底を行った。</p>

<p>契約図書では、埋戻し及び盛土は現場発生土で行うこととしており、その場合は掘削土量から埋戻し及び盛土量を差し引いた量を残土として運搬・処分することとなっている。</p> <p>しかしながら、掘削土の全量を残土として計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>	
<p>B 石綿除去工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>旧学校給食センター解体工事その1 [No.15]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 9,401万9,400円)</p> <p>本工事は旧学校給食センターの解体工事である。</p> <p>「大気汚染防止法」では、石綿含有建材が使用されている建物を解体する場合は「除去」を行い、改造・補修等を行う場合は建材の劣化や損傷状態に応じて「除去」、「囲い込み」、「封じ込め」のいずれかの工法を選択することとなっている。</p> <p>本工事は建物の解体であるため、契約図書では「除去」を行うこととしているが、積算において「除去」だけでなく「封じ込め」の費用を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、除去作業において実施している石綿の分析調査及び、空气中石綿濃度測定を計上しておらず、さらに、とりこわし機械運搬費の台数を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>	<p>積算時のチェックリストにアスベストに関するチェック項目を追加し、チェック体制の強化を図った。また、同様の誤りがないよう所属職員に対して周知徹底を行った。</p>

<p>(ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>支払業務を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市域内海浜地清掃業務委託（単価契約）[No.4]</p> <p>（契約金額 7,270 万 2,312 円）</p> <p>本委託は海浜地の清掃を行う単価契約方式の業務委託である。</p> <p>単価契約の支払業務は、指令書毎に支払いを行うものであるが、本委託は複数の指令書において、履行完了の確認から支払いまで長期日数を要し、不適切な事務処理がなされていた。</p> <p>今後は、適正な支払業務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（維持課）</p>	<p>支払業務については、履行完了確認後、受注者に対し請求書を速やかに提出するよう指導を徹底し、新たに支払いに関するチェックリストにて、複数の職員で確認できる体制に整えた。</p>
--	--

(3) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 見積りの査定を適正に行うべきもの</p> <p>香椎跨線人道橋昇降機施設設置工事 [No.12]</p> <p>（契約金額 2,087 万 9,640 円）</p> <p>本工事は香椎跨線人道橋に昇降機施設を設置する工事である。</p> <p>単価の決定において、見積りを査定する場合には、「機器類の査定率表（営繕設備積算用）」を用いることとされているが、メーカー発注の場合に適用する査定率の補正を行わなかった結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域整備課）</p>	<p>見積りの査定を適正に行うべきものについては、積算基準に基づき適正に積算を行うよう所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>B 貨物自動車運搬費の積算を適正に行うべきもの 松島貝塚線外1路線道路舗装工事 [No.5] (契約金額 2,739万9,600円)</p> <p>本工事は老朽化した舗装の補修工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」において、路面切削機の輸送に要する費用については貨物自動車運搬費を共通仮設費に積上げにより計上することとなっているが、施工箇所間等の自走による移動に要する費用は切削工費に含まれている。</p> <p>しかしながら、本工事では施工箇所間等の自走による移動が明らかに可能な箇所についても積上げにより計上し、さらに運搬距離も誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (維持管理課)</p>	<p>設計の積算については、「土木工事標準積算基準書」に基づき適正に積算することとし、判断が困難な内容においては職員内で情報共有し場合によっては歩掛の所管課へ相談するなど適正な積算に努めることを研修で確認し、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきもの 市道1下和白三苦線道路改良工事(2工区) [No.1] (契約金額 6,485万9,400円)</p> <p>市道2高美台線道路改良工事(5工区) [No.2] (契約金額 7,393万5,720円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化に伴う道路改良工事である。</p> <p>「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、</p>	<p>建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきものについては、当課で管理している工事台帳に建設発生土立会の有無の項目を追加して可視化するとともに、立会対象工事の場合は確実に立会確認を行うよう所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>確認することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ建設発生土を搬入したにもかかわらず、処分場の立会を実施していなかった。</p> <p>今後は、建設発生土処分場の適正な立会に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	
<p>B 建設リサイクル法を遵守すべきもの 金印海道道路改良工事（南の浦工区） その4 [No.3] (契約金額 1 億 2,387 万 3,840 円)</p> <p>本工事は道路拡幅に伴う改良工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第 11 条等の規定に基づく通知については、当課で管理している工事台帳に同法に基づく通知対象の有無及び通知完了の有無を追加して可視化するとともに、同法に基づく通知を行うよう職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(4) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 支払業務を適正に行うべきもの 単価契約平成 29 年度博多区公園等管理業務委託 [No.7] (契約金額 5,724 万 2,620 円)</p> <p>本委託は博多区管内の公園管理等を行う単価契約方式の業務委託である。</p> <p>単価契約の支払業務は、指令書毎に支払いを行うものであるが、本委託は複数の指令書において、履行完了の確認から支払い</p>	<p>受注者に対して、業務完了後、請求書を速やかに提出するよう指導するとともに、本委託の業務執行に係る手続きフローを配布し、速やかな支払いに対する認識の徹底に努めた。</p> <p>また、本委託の進捗状況を確認するためのチェックリストを作成し、毎週の会議で確認する等、再発防止に努めている。</p>

<p>まで長期日数を要し、不適切な事務処理がなされていた。</p> <p>今後は、適正な支払業務に努められたい。 (維持管理課)</p>	
--	--

(5) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの</p> <p>貨物自動車運搬費及び舗装工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道港福浜線外2路線道路舗装補修工事 [No.3]</p> <p>(契約金額8,916万2,640円)</p> <p>本工事は老朽化した舗装や側溝の補修工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」において、路面切削機の輸送に要する費用については貨物自動車運搬費を共通仮設費に積上げにより計上することとなっているが、日々の回送に要する費用は共通仮設費率に含まれている。</p> <p>しかしながら、本工事では日々の回送についても積上げにより計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、舗装工の中間層(3層目)、基層及び舗装仮復旧工の表層において、平均幅員1.4m未満で積算すべきところを1.4m以上とした結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (維持管理課)</p>	<p>積算ミスをなくすため、今回の事例を題材に研修を行うとともに、チェックリストを活用した設計・精査を行うなど、設計・精査体制の強化を図った。</p>

(6) 水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの</p> <p>(ア) 重建設機械分解組立輸送費の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>積算については再発防止の為、平成31年3月の部内会議において本事案の情報を共有し周知徹底を図るとともに、課内において「水道事業実務必携」や過去の監査</p>

<p>博多区東比恵1丁目地内 No. 1 配水管 布設工事 [No. 5]</p> <p>(契約金額 8,776 万 9,440 円)</p> <p>本工事は水道施設の耐震化に伴う配水管の布設替え工事である。</p> <p>「水道事業実務必携」において、クラムシェル（掘削機械）を使用する場合は、重建設機械分解組立輸送費を共通仮設費に積上げにより積算することになっている。</p> <p>しかしながら、本工事ではクラムシェルを使用することから同費用を計上する必要があったが、誤って貨物自動車運搬費を計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>指摘等を教材とした技術勉強会を実施した。</p> <p>また、設計書作成時の「起工時チェックリスト」の運搬費の項目に「重建設機械分解組立輸送費の積上げ積算について」を追記し、本チェックリストの充実を図った。</p> <p>今後も継続的に技術勉強会等を実施し、設計精査段階におけるチェック体制の強化を図っていく。</p>
<p>(イ) 重建設機械分解組立輸送費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>東区東浜1, 2丁目地内工業用配水管 布設工事 [No. 4]</p> <p>(契約金額 9,638 万 4,600 円)</p> <p>本工事は配水管の老朽化に伴う布設替え工事である。</p> <p>「水道事業実務必携」において、クラムシェル（掘削機械）を使用する場合は、重建設機械分解組立輸送費を共通仮設費に積上げにより積算することになっている。</p> <p>しかしながら、本工事ではクラムシェルを使用したにもかかわらず、同費用を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>積算については再発防止の為、平成 31 年 3 月の部内会議において本事案の情報を共有し周知徹底を図るとともに、課内において「水道事業実務必携」や過去の監査指摘等を教材とした技術勉強会を実施した。</p> <p>また、設計書作成時の「起工時チェックリスト」の運搬費の項目に「重建設機械分解組立輸送費の積上げ積算について」を追記し、本チェックリストの充実を図った。</p> <p>今後も継続的に技術勉強会等を実施し、設計精査段階におけるチェック体制の強化を図っていく。</p>